(仮称)尼崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例に関する独自基準(案)

- この資料において兵庫県の「法令の規定による条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」は「兵庫県基準条例」と表記します。
 この資料において「尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例」は「尼崎市生活保護施設基準条例」と表記します。
 この資料において「尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例」は「尼崎市軽費老人ホーム等基準条例」と表記します。
 この資料において「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」は「尼崎市介護保険施設基準条例」と表記します。
 この資料において「尼崎市停害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」は「尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」は「尼崎市障害者施設基準条例」と表記します。
 この資料において「尼崎市無料依額宿泊所の影備及び運営に関する基準を定める条例」は「尼崎市無料依額宿泊所基準条例」と表記します。

この資料において「(仮称)尼崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」は「尼崎市無料低額宿泊所基準条例」と表記します。							
国基準省令の規定	兵庫県基準条例で規定する独自 基準	尼崎市生活保護施設基準条例で 規定する独自基準 C	尼崎市軽費老人ホーム等基準条 例で規定する独自基準 C	尼崎市介護保険施設基準条例で 規定する独自基準 C	尼崎市障害者施設基準条例で規 定する独自基準	尼崎市無料低額宿泊所基準条例 で規定する独自基準(素)	独自基準を設ける理由
① 暴力団排除の規定 (職員等の資格要件)第6条第3項	第3条第3項第4項	第2条第3項第4項	第2条第3項第4項	第3条第3項第4項	第3条第3項第4項	│ 「C 尼崎市生活保護施設基準条	本市暴力団排除条例の趣旨を
標準とすべき基準 無料低額宿泊所の職員(施設長 を含む。)その他の無料低額宿泊 所の運営に携わる者は、暴力団 員又は暴力団員でなくなった日か ら5年を経過しない者であってはな らない。	施設の長は、暴力団員及び暴力 団員と密接な関係を有する者で あってはならない。 施設は、その運営について、暴 力団及び暴力団等の支配を受け てはならない。	施設の設置者及びその長は、暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成26年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団員密接関係者であってはならない。施設は、その運営について、暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。	施設の設置者及びその長は、暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。施設は、その運営について、暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。	居宅サービス事業者及びその事業所の管理者並びに該当居セサービス事業を行う者及び当該当居・サービス事業を行う者及び当該事業所の管理者は、暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。 居宅サービスの事業を行う事業所及び該当居宅サービスの事業を行う事業所は、その運営について、暴力団及び暴力団員等の支	障害福祉サービス事業者及びその事業所の管理者並びに基準障害福祉サービスの事業を行う者及び当該事業所の管理者は、暴力		踏まえ、暴力団等を利することが ないよう、暴力団等による多入や 影響を排除することで、市民生活 の安全と平穏を図るため。
② 運営内容の評価結果の公表に							
規定なし	第3条第5項第8項 施設は、その運営の内容につい て、自ら評価を行い、常に改善を 図らなければならない。 施設は、評価の結果を公表する よう努めなければならない。	第2条第5項第8項 施設の設置者は、その運営の内 容について、自ら評価を行い、常 に改善を図らなければならない。 施設の設置者は、評価の結果を 公表するよう努めなければならな い。	第2条第5項第8項 施設の設置者は、その運営の内 容について、自ら評価を行い、常 に改善を図らなければならない。 施設の設置者は、評価の結果を 公表するよう努めなければならな い。		第2条第6項 (運営内容の自らの評価、改善 は基準省令に規定あり) 居宅サービス事業者等は、省令の 規定による評価の結果を公表する よう努めなければならない。	「C 尼崎市生活保護施設基準条例」と同基準を規定する。	規定のある社会福施設等と同様 に、運営の評価及び公表を促すこ とにより、サービスの質の向上を 図るため。
③ 研修に関する規定							
(勤務体制の確保等)第23条第2	第3条第7項第8項 施設は、職員に対し、その資質	第2条第7項第8項 施設の設置者は、職員に対し、	第2条第7項 (研修機会の確保養務について	第2条第6項 (研修機会の確保養務につい	第2条第6項 (研修機会の確保養務について	「C 尼崎市生活保護施設基準条例」と同基準を規定する。	人材育成を一層推進するため、 国基準省令の研修機会の確保義
参酌すべき基準 無料低額宿泊所は、職員に対 し、その資質の向上のための研修 の機会を確保しなければならな い。	の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 施設は、研修の実施計画を職員 の職務内容、経験等に応じて策定 し、実施した研修の記録を保管す るとともに、必要に応じて研修の内 容の見直しを行うことにより、職員 の計画的な育成に努めるものとす る。	その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 施設の設置者は、研修の実施計画を当該施設の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともして、必要に応じて研修の内容の見	は国基準省令で規定あり) 施設の設置者は、省令に規定する研修の実施計画を当該施設の 職員の職務内容、経験等に応じて 策定し、実施した研修の記録を保 管するとともに、必要に応じて研修	ては国基準省令で捜定あり) 居宅サービス事業者等は、省争の 規定に規定する研修の実施計画 をその居宅サービス事業所等の 従業者の職務内容、経験等に応じ て策定し、実施した研修の記録を 保管するとともに、必要に応じて研 修の内容の見直しを行うことによ り、当該従業者の計画的な育成に	は国基準省令で規定あり) 居宅サービス事業者等は、省令 の規定に規定する研修の実施計 画をその居宅サービス事業所等	(ただし、前段の研修機会の確保 義務については国基準省令で定 められているため省略) (後段は、「施設の設置者は、省令 第23条第2項の規定による研修 (以下、この項において「研修」とい う。)の実施計画を・・・以下略。」と	国金牛目に分替を取り扱い指針 務に加え、具体的な取り扱い指針 を定めるため。
④ 事故発生及び防止に関する規定 【事故発生時の対応】第31条 第3条第11項(※事故防止に関す 第3条第11項 (事故発生の防止及び発生時の 第3条第8項 第3条第8項 「C 尼崎市生活保護施設基準条 国基準省令では事故発生後の							
県(指定都市及び中核市にあって は、指定都市及び中核市)、当該 入居者の家族等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じなければ ならない。	る基準について追加規定を設けている)	施設の設置者は、事故が発生した場合に的確し対応し、又は事故 の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を 講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、 事故の発生又はその再発の防止 等に関する指針を定めること。 (2) 事故が発生した場合又はその	(事故発生の防止及び発生時の 対応については、国基準省令で 規定あり)	又は事故の発生若しくはその再発 を防止するため、次の各号に掲げ る措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、 事故の発生又はその再発の防止 等に関する指針を定めること。	第3条第6項 居宅サービス事業者等は、事故 が発生した場合に的確に対応し、 又は事故の発生若しくはその再発 を防止するため、次の各号に掲げ る措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、 等に関する指針を定めること。	TC 尼崎市生活保護施設基準条例」と同基準を規定する。	国基準省令では事故発生後の 対応についての義務規定はある が、発生防止に関する規定がない ため、事故防止及びその対応にて いての規定を定めるため。
ない。	の危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が施設等の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備	危険性がある事態が生じた場合に おいて、これらの事実が当該施設 の長に報告され、及びその原因の 分析の結果に基づき策定した改善 家が当該施設の職員に周知され る体制を整備すること。 (3) 定期的に、事故の発生又はそ の再発の防止について、その協議		危険性がある事態が生じた場合に おいて、これらの事実がその居宅 サービス事業所等の管理者に報 告され、及びその原因の分析の結 果に基づき策定した改善策が当該 居宅サービス事業所等の従業者 に周知される体制を整備するこ	の結果に基づき策定した改善策が 当該指定居宅サービス事業所等 の従業者に周知される体制を整備 すること。		
ならない。	(3) 事故の発生の防止のための 会議及び職員に対する研修を定 期的に行うこと。	を行うための会議を開き、及び当該施設の職員に対して研修を行うこと。		(3) 定期的に、事故の発生又はそ の再発の防止について、その協議 を行うための会議を開き、及びそ	(3) 定期的に、事故の発生又はそ の再発の防止について、その協議		